

横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱

制 定 平成 6 年 8 月 3 1 日

最近改正 平成 1 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号。以下「条例」という。）及び横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則（平成 15 年 5 月 30 日規則第 70 号。以下「規則」という。）に基づき実施する横浜市ホームレス自立支援施設（以下「自立支援施設」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(職員)

第 2 条 規則第 5 条の規定に基づき、自立支援施設を管理する社会福祉法人神奈川県匡済会は、その管理のために、次の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活指導員（以下「指導員」という。）
- (4) 看護師
- (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣）
- (6) その他自立支援施設の管理のために必要な職員

(利用許可の決定)

第 3 条 規則第 3 条の規定に基づく利用許可申請書の提出を受けた福祉保健センター長（以下「センター長」という。）は、別に定める自立支援施設における規則の遵守について確認をとった上で、速やかに利用の許可又は不許可について決定しなければならない。

2 センター長は、前項の許可又は不許可の決定に際して、第 2 条第 1 項第 1 号に定める施設長（以下「施設長」という。）に意見を求めなければならない。

3 施設長は、前項の規定に基づき意見を求められた場合には、次の各号に該当する場合を除き、その利用を拒んではならない。

- (1) 医療機関で緊急対応することが必要であると考えられる場合
- (2) 施設における集団生活の秩序を乱すおそれが強いと考えられる場合
- (3) 利用の目的が、施設の設置目的に合致していないと考えられる場合
- (4) その他、施設の管理上著しい支障があると考えられる場合

(利用期間の決定)

第 4 条 センター長は、規則第 4 条第 1 項に規定する期間満了日が休庁日にあたる場合については、その日以降の最初に来る開庁日まで、利用期間を延長して利用を許可することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年末年始時期の退所予定日の調整については、福祉局長が行うものとする。

(利用許可通知)

第5条 センター長は、条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき自立支援施設の利用の許可を決定した場合には、利用許可通知書(第1号様式)を利用申請者に発行し、入所連絡票(第2号様式)を速やかに施設長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間の街頭相談等の場合においては、口頭で利用の許可をすることを通知し、利用許可通知書は後日に発行することができるものとする。

(利用不許可通知)

第6条 センター長は、条例第3条第3項の規定に基づき自立支援施設の利用を許可しない場合には、利用不許可通知書(第3号様式)を発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間の街頭相談等の場合においては、口頭で利用の許可をしないことを通知し、利用不許可通知書は後日に発行することができるものとする。

(利用許可の取り消し等)

第7条 センター長は、自立支援施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、条例第4条第1項各号の規定に該当した場合には、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは退所を命じ、利用許可取消・変更通知書(第4号様式)を利用者に発行しなければならない。

ただし、利用者が利用期間内に入院、入所、自立等の理由により退所した場合には、施設長からの報告により、退所日以降の利用許可を取り消したものとみなすことができるものとする。

- 2 施設長は、利用者が条例第4条第1項各号に該当した場合には、速やかにセンター長にその状況を報告しなければならない。

(利用期間の延長)

第8条 施設長は、利用を許可したセンター長に対して、規則第4条第2項に基づく利用期間の延長が必要と思われる利用者がある場合には、利用者の退所予定日の7日前までに、利用者の利用中の状況、処遇内容及び就労状況等を報告しなければならない。

- 2 センター長は、施設長から第10条に基づく処遇方針及び前項の報告を受け、利用者の利用期間について延長を行おうとする場合には、処遇検討会において、施設長の意見を求めるものとする。

- 3 センター長は、前項に基づく利用期間の延長の決定後、速やかに利用者に通知するものとする。

(健康診断等)

第9条 施設長は、利用者に対して、入所後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

- 2 健康診断を実施した結果、療養等が必要と認められた者に対しては、療養指導等を行うなど、適切な措置を行わなければならない。

(処遇方針)

第10条 施設長は、利用者に対し、健康診断の結果を踏まえた上で処遇方針を決定し、速やかにセンター長に報告するとともに、処遇の実施に際しては、センター長の属する福祉保健センター（以下「センター」という。）と連携して行うものとする。

(生活用品等の支給)

第11条 自立支援施設における生活用品等の支給は、必要最小限のものをすべて現物で支給又は貸与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条に規定する処遇方針に基づき、断酒活動等の援助を行うこととなった者に対しては、必要な交通費等について支給又は貸付けることができるものとする。

(生活保護の取り扱い)

第12条 自立支援施設利用中に要保護状態となった者に対する生活保護の適用など、他制度に係る手続きは、センター長が行うものとする。

2 利用期間中における生活保護の適用は、医療扶助、一時扶助等とする。

(職業相談及び職業紹介)

第13条 第10条に規定する処遇方針に基づき、就労援助を行うこととなった者に対しては、職業相談員が職業相談を行い、職業紹介等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき職業紹介等を行った結果、就職支度金品や、賃貸住宅契約のための経費等の需要が生じた場合には、センター長と施設長が協議した上で、別に定める必要な金品を支給又は貸付けることができるものとする。

(施設内作業)

第14条 施設長は、必要と認めた施設内の作業を、利用者のうち希望する者に行わせることができるものとする。

2 施設長は、前項に規定する作業を実施した場合には、謝金を支払うことができるものとする。

(ケースカンファレンス)

第15条 施設長は、処遇が困難な事例や処遇上の問題等がある場合には、必要に応じてケースカンファレンスを開催することができる。

2 ケースカンファレンスには、センター等の関係機関に参加を求めることができる。

(利用者記録の整備)

第16条 施設長は、利用者に関する処遇経過を記録し、整備しておかなければならない。

(利用状況等の報告)

第17条 施設長は、利用者が退所する際には、利用中の状況、処遇内容、就労状況等について、センター長に報告しなければならない。

(事業報告)

第18条 施設長は、自立支援施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月15日までに福祉局長に報告しなければならない。

(料金の不徴収)

第19条 自立支援施設の利用については、利用者からは利用料金を徴収しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年11月7日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の緊急一時宿泊所運営事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類等はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。